

## 飼養衛生管理基準（豚、いのしし）が改正されました

～令和2年3月公布～

近年の国内での豚熱の発生及びアジア地域でのアフリカ豚熱の発生拡大を受け、令和2年3月に家畜伝染病予防法施行規則が改正され、養豚農家の皆さまが遵守すべき飼養衛生管理基準が増えました。改正前25項目⇒改正後40項目に大幅な追加となっております。

★詳細については農林水産省のホームページ

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)で御確認ください。

### 主な改正点について

\*（ ）内の期限までに実施



### ◎衛生管理区域内での愛玩動物（地域猫・番犬含む）の飼育禁止（令和2年7月1日から施行）

愛玩動物は自宅や他の場所へ飼育場所を移動したり、衛生管理区域の設定を工夫して飼育場所を衛生管理区域外にしてください。

### ◎飼養衛生管理マニュアルの作成（令和3年4月1日から施行）

次の事項について規定するマニュアルを作成し、従事者・外部事業者は遵守してください。\*作成の仕方については、後日連絡します

- ① 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- ② 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- ③ 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- ④ 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- ⑤ 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- ⑥ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- ⑦ 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- ⑧ 農場における防疫のための更衣
- ⑨ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類・作用時間及び乾燥時間等



### ◎防護柵・防鳥ネットの設置が義務化（令和2年11月1日から施行）

- ・衛生管理区域の境界に防護柵の設置
- ・畜舎、飼料保管庫、死体保管庫等へ防鳥ネット設置（目安：網目の大きさ2cm以下）



～その他、御不明な点は管轄の家畜保健衛生所までお問い合わせください～

# 飼養衛生管理基準の改正（概略版）

| 改正項目   | 解説   |
|--|--|
| (1) 家畜の所有者の責務  | 家畜の所有者は飼養する家畜について、家畜の伝染病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する   |
| (2) 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底  | 9つの項目について、専門家の意見を参考にしたマニュアルを作成し、周知徹底が必要  |
| (3) 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置<br><br>* 大臣指定地域：いのしし等の野生動物が家畜伝染病に感染が確認されているとして農林水産大臣が指定する地域（令和2年夏頃公表予定） | 大臣指定地域では、追加で以下の対応が必要<br>① 当日に他の畜産関係施設や大臣指定地域に立入った者の衛生管理区域への立入制限<br>② 安全な資材の利用（大臣指定地域で収穫の飼料・敷料は要相談）<br>③ 畜舎ごとの専用の衣服の使用……（10）<br>④ 畜舎外での病原体による汚染防止措置（家畜の移動等） |
| (4) 衛生管理区域の考え方を明確化   | 衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所、家畜に直接接触した者が消毒や衣服・靴の交換（畜舎ごとの交換を除く）を行わず行動する範囲全て  |
| (5) 放牧制限の準備措置  | 放牧を制限された際に家畜を移動可能な場所の確保が必要   |
| (6) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置  | 防護柵の設置が義務化（野生いのししのくぐり抜け防止対策）   |
| (7) 畜舎等への野鳥等の侵入防止措置  | 防鳥ネットの設置が義務化（網目の大きさ2cm以下）  |
| (8) 肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用時における処理及び管理の方法   | 衛生管理区域外で90℃以上1時間以上の攪拌による加熱処理が必要（加熱処理前の食品残さによる再汚染防止措置を実施する）   |
| (9) 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加（衛生管理区域入場時）   | 更衣の際はすのこ等を設置し、着脱前後の衣服・靴を離して保管、導線は一方通行。車両は農場専用フロアマット等を使用。   |
| (10) 畜舎ごとに専用の衣服及び靴の使用  | 大臣指定地域は、畜舎ごと入場時に（9）の更衣ルールを適用   |
| (11) 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等  | 家畜の排せつ物が付着した物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄・消毒等の必要  |